コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

RYOHIN KEIKAKU CO.,LTD
最終更新日：2016年9月1日
株式会社　良品計画
代表取締役　松崎曉
問合せ先：企画室　武内健治
証券コード：7453
http://ryohin-keikaku.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、全てのステークホルダー（株主様、お客様、従業員、社会、取引先）と円滑な関係を築き、企業価値を高めるために、他社との差別化を図り、圧倒的な存在感と信頼を得ることを目標としております。そのために「無印良品」のブランドイメージを高め、お客様にご支持いただけるモノ作り、販売手法とサービスの改善を進めてまいります。

株主の皆様には、業績のさらなる成長と積極的なIR活動、公正で透明感のある開示、株主還元によって信頼される企業を目指すと共に、従業員との関係では、会社が目指す方向と従業員のベクトルを合わせ、自己実現が図れるオープンで果敢な企業風土を築き、近年多発している他社の企業不祥事の教訓から、常に自戒自律した組織運営を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則１－４　いわゆる政策保有株式】
◆当社は、事業の円滑な推進等の効果が認められる場合に限り、株式を保有いたします。また、その効果について毎年取締役会において具体的な説明を行い、効果が薄れてきた株式については、配当等対象企業の状況を勘案した上で保有株式の縮小を図ります。
議決権行使基準を策定してはおりませんが、政策保有株式の議決権行使については、議案内容について当社株主価値の毀損につながらないか確認を行い、必要に応じて対象会社との対話を行った上で行使いたします。

【補充原則４－11－３　取締役会の実効性の分析・評価 】
◆当社は、取締役会の実効性につき、毎年、各取締役による自己評価を実施することを検討いたします。その評価内容は、出席頻度、発言頻度とその内容、討議時間とその内容、適切な議案の上程、取締役会の開催ごとに作成し更新される「取締役会指示事項管理表」をもとにした指示事項の遂行度合と進捗度合等とし、また、社外役員で他社役員を兼任している者による他社比較の観点も取り入れることを検討しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則１－３　資本政策の基本的な方針】
◆当社は、目標とする経営指標としてROE（自己資本当期純利益率）を掲げております。 現在はROE15％以上を目安とし、資本効率を意識した経営を実践しております。
株主還元については、連結業績に基づく配当性向30％を配当の基本方針とし、安定成長・安定配当を推進してまいります。また、中期経営計画の開示を積極的に行い、フリーキャッシュフローレベル、キャッシュポジション、中期的な投資案件等を総合的に考慮した上で、自己株式取得についても適宜検討してまいります。

【原則１－５　いわゆる買収防衛策】
◆当社は、持続的成長と企業価値の向上を図ることを最重要課題としているため、経営陣の保身を目的とする買収防衛の効果をもたらす方策は一切導入いたしません。

【補充原則１－５－１　公開買い付けが実施された際の対応】
◆当社は、当社の株式が公開買付けに付された場合には、公開買付け者に公開買付けによる当社の企業価値向上策の具体的説明を求めた上で、取締役会としての対応を速やかに説明いたします。
また、株主にとっての適切な株式売却の機会を確保するため、株主が公開買付けに応じることを妨げません。

【原則１－６　株主の利益を害する可能性のある資本政策】
◆当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策につき、取締役・監査役が、関係法令と適正手続を遵守し、必要性と合理性を十分に検討した上で、実施の有無を判断することとしております。また、上記資本政策を実施すると判断した場合には、その理由や判断過程等を速やかに開示し、必要に応じて、株主総会や決算説明会で株主や投資家に説明するものといたします。

【原則１－７　関連当事者間の取引】
◆当社は、利益相反取引を行う場合には、当該取引が当社及び株主共同の利益を害することがないよう、取締役会での承認決議を必要とすることとしております。また、関連当事者取引については、独立当事者との取引に準じた条件とすることとし、当該取引につき、定期的に、取締役会で報告し、監視をしております。

【原則３－１　情報開示の充実】
◆（1）当社のホームページ等に記載しております。
企業理念　→当社ホームページ（http://ryohin-keikaku.jp/corporate/philosophy/）に記載しております。
経営戦略・経営計画　→当社ホームページ、株主総会招集通知、決算説明会資料等に記載しております。
（2）当社のホームページ等に記載しております。
基本的な考え方　→　当社ホームページ「コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方」（http://ryohin-keikaku.jp/corporate/governance.html）に記載しております。
基本的方針　→コーポレート・ガバナンスに関する報告書の「基本的な考え方」、有価証券報告書に記載しております。
（3）当社の有価証券報告書に記載しております。
（4）当社の有価証券報告書に記載しております。
（5）取締役候補及び監査役候補の選任理由については、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則４－１－１　経営陣に対する委任の範囲】
◆当社は、取締役会規則及び業務決裁規程により、経営陣に対する委任の範囲を定めております。取締役会は、法令に定められた事項及び重要な中長期戦略に関する事項の決定、及び業務執行の監督を行います。取締役会で決定された重要な中長期戦略に基づき、事業分野ごとに、会議体、担当取締役及び担当執行役員を設け、業務執行を行っております。

【補充原則４－１－２　中期経営計画実現への最善の努力及び目標未達時の分析】
◆当社は、仮に中期経営計画を達成できなかった場合には、原因と当社の対応を取締役会にて分析し、その結果を株主総会と決算発表等で株主に説明するとともに、次期計画に反映いたします。

【原則４－８　独立社外取締役の有効な活用】
◆当社は、金融商品取引所が定める独立性判断基準に依拠し、多様な経験を持ち、当社の企業価値の向上に寄与するような資質を十分に備えた独立社外取締役を3名選任しております。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
◆当社は、金融商品取引所が定める独立性基準をベースにして、「独立性判断基準」を定めております。
また、当社の3名の独立社外取締役は、企業経営の経験者等の経営の専門家として取締役会において率直かつ活発な意見申述をしており、経営に対する監督等を独立した立場で行っております。
＜独立性判断基準＞
A. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

B. 当社の主要な取引先又はその業務執行者
C. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
D. 最近において次の（A）から（D）までのいずれかに該当していた者
（A）A、B又はCに掲げる者
（B）当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
（C）当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
（D）当社の兄弟会社の業務執行者
E. 次の（A）から（H）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
（A）Aから前Dまでに掲げる者
（B）当社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
（C）当社の子会社の業務執行者
（D）当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
（E）当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
（F）当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
（G）当社の兄弟会社の業務執行者
（H）最近において前（B）～（D）又は当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

【補充原則4－11－1　取締役会の構成に関する考え方】
◆当社は、取締役の指名に当たり、これまでの業務経験、実績、課題遂行能力、人柄等を総合的に考慮し、独立社外取締役が過半数を占める指名諮問委員会によって審議し、取締役会に答申を行っております。また、社外取締役候補の指名に当たっては、出身各分野の経験、実績及び知見を有し、経営の専門家であり、当社の中長期的な企業価値の向上に資する意見や判断を有することを考慮し、前述の指名諮問委員会によって審議し、取締役会に答申を行っております。

【補充原則4－11－2　取締役・監査役の兼任状況】
◆当社は、社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況につき、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っており、その兼任状況は合理的な範囲内としております。

【補充原則4－14－2　トレーニングの方針】
◆当社は、取締役及び監査役に対し、役員の責任、義務、法的リスク、担当業務のビジネス知識等の習得の自己啓発を推奨するとともに、必要に応じて、社外研修等を実施しております。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
◆当社は、四半期毎の決算発表時に業績に関する詳細情報を当社ホームページ上に公開しております。また、半年毎に決算説明会を開催し、その際の資料についても同様に当社ホームページ上に公開しております。それらの情報を踏まえた面談の申込みに対し、企業価値向上に資する情報交換として可能な限り対応しております。
株主との対話や当社ホームページの企業情報の公開は、主に経営企画及び広報・IRを担当する企画室が実施しております。

【原則5－2　経営戦略や経営計画の策定・公表】
◆当社は、中期経営計画を策定し、経営戦略や事業戦略とともに、ROEや配当性向等の目標値を示し、株主総会招集通知等にわかりやすく明記するとともに、その実現に向けた施策も併せて株主総会や決算説明会等において説明をすることとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
JP MORGA CHASE BANK 380055	1,995,266	7.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,844,600	6.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,709,700	6.09
三菱商事株式会社	1,078,300	3.84
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	635,146	2.27
株式会社クレディセゾン	631,800	2.25
STATE STREET BAK AND TRUST COMPANY	601,909	2.14
株式会社ファミリーマート	561,600	2.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	553,000	1.97
THE BANK OF NEW YORK MELON AS DEPOSITARY BANK FOR DR HOLDERS	449,115	1.60

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にございません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
遠藤　功	他の会社の出身者											
伊藤　俊明	他の会社の出身者											
柳生　昌良	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h　上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
遠藤　功	○	―――	企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に関し、有用な助言、提言を行っていただけるものと期待して選任しております。 また、当社と当該社外取締役との間には、過去を含め、なんら利害関係がなく高度の独立性を有しており、独立役員に指定いたしました。
伊藤　俊明	○	―――	企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に関し、有用な助言、提言を行っていただけるものと期待して選任しております。 また、当社と当該社外取締役との間には、過去を含め、なんら利害関係がなく高度の独立性を有しており、独立役員に指定いたしました。
柳生　昌良	○	―――	企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に関し、有用な助言、提言を行っていただけるものと期待して選任しております。 また、当社と当該社外取締役との間には、過去を含め、なんら利害関係がなく高度の独立性を有しており、独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	5	2	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	5	2	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

当社では公平性を保つため、社外役員が過半数を占める以下の委員会を設置しております。
指名諮問委員会においては、当社の役員の選任について取締役会に答申しております。
報酬諮問委員会においては、当社の役員の報酬について取締役会に答申しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会では当社内の独立組織である監査室と連携を図り、営業活動に関わる課題の収集に努め、経営のリスクに成り得る事項を早期に把握することを図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
服部　勝	他の会社の出身者													
原　邦明	公認会計士													
井上　雄二	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
服部　勝		――	他社における経理部長や監査役を経験され、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当該観点からの助言を期待して選任しております。 また、当社と当該社外監査役との間には、過去を含め、なんら利害関係がなく高度の独立性を有しているため、独立役員に指定しております。
原　邦明	○	――	公認会計士であり、監査法人への在籍経験があり、会計について豊富な経験と知識を有しており、当該観点からの助言を期待して選任しております。 また、当社と当該社外監査役との間には、過去を含め、なんら利害関係がなく高度の独立性を有しているため、独立役員に指定しております。
井上　雄二	○	――	他社における代表取締役や監査役を経験され、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当該観点からの助言を期待して選任しております。 また、当社と当該社外監査役との間には、過去を含め、なんら利害関係がなく高度の独立性を有しているため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社では退職慰労金に代えて、取締役及び執行役員の報酬を当社の株価向上や業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的に、株価や業績に連動したものとするため株式報酬型ストックオプションとして、毎期、取締役及び執行役員に新株予約権を発行しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

従業員は執行役員となります。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

さらなる企業価値向上に向けて、取締役の報酬につきましては、株主総会で決議された報酬限度額内で、固定報酬である「基本報酬」の支給、当事業年度の会社業績に連動した「業績連動賞与」の支給、及び中長期インセンティブの「ストック・オプション」付与の3種類から構成されており、単年度のみならず、中長期的な視点での経営を動機づける設計といたしております。
取締役の報酬限度額は、第34期定時株主総会（平成25年5月22日）において決議された年額500百万円であります。
取締役の固定報酬である「基本報酬」は、役位に応じ、半数以上が社外役員で構成される報酬諮問委員会で審議を行い、その結果を取締役会に答申した上で決定いたしております。
社外取締役を除く取締役に支給する「業績連動賞与」は、当社が定める基準に基づき、各連結会計年度の会社業績に連動して算出された金額を支給するものです。過半数が社外役員で構成される報酬諮問委員会で審議を行い、その結果を取締役会に答申した上で決定いたしております。
社外取締役を除く取締役に付与する「ストック・オプション」は、予め定められた金額を基礎額としたストック・オプションの付与を行うものです。過半数が社外役員で構成される報酬諮問委員会で審議を行い、その結果を取締役会に答申した上で決定いたしております。
（社外取締役を除く取締役の「業績連動賞与」支給額算定式）
「業績連動賞与」支給額＝
（「賞与基準額」×「計画比支給係数」×0.8）+（「賞与基準額」×「前期比支給係数」×0.2）

（注）1.「経常利益計画比」とは連結経常利益予想値（決算短信における連結業績予想発表値）に対する実績値の比率といたしております。
2. なお、上記対象取締役の役位は、平成27年5月20日に開催の定時株主総会終結後の取締役会で選任された役位とし、その後の昇格或いは降格があった場合においても、賞与基準額の変更は行いません。
3.「業績連動賞与」が報酬総額に占める比率は、2種類の支給係数ともに1.0の場合、報酬総額の約5分の1となります。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社の社外取締役、社外監査役へのサポート体制について専任の担当者はおりませんが、取締役会議案の事前配布や監査役がその職務の補助を求めた場合は、内部監査部門である監査室が職務の遂行を補助するものとします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社の職務執行は取締役会を中心として、経営及び営業に係わる政策、課題等を検討確認する各会議体にて執行運営されております。
毎月2回開催される取締役会において経営の重要な意思決定を行い、取締役の職務の執行を監督すると共に、代表取締役が招集する経営会議において、重要な課題、施策が検討決定されております。
また、2つの委員会「報酬諮問委員会」「指名諮問委員会」を通じて経営に携わる人材の登用及び業績に見合った報酬額の計画の決定を行っております。
その他、当社では「人材委員会」「人材育成委員会」「業務標準化委員会」「コンプライアンス・リスク管理委員会」「商品戦略委員会」「営業戦略委員会」「安全衛生委員会」「品質向上委員会」といった各委員会を設定しており、全社に係る課題を組織横断的に検討実行する場としております。
監査機能としては、経営・営業の全般を監査する「監査役会」は社外監査役のみから構成され、独立性の高い組織として、「会計監査人」及び内部監査を担当する「監査室」と連動の上、定期的に会合を持ち、会計に関する事項、法令遵守に関する事項について監査役会において報告、情報交換を行っています。
また、会社が運営する「業務標準化委員会」の定例メンバーに常勤監査役がなっており、現場の動きを把握することに努めています。
以上の体制に加え、当社では取締役会において3名の社外取締役がおり、ガバナンス体制を強化しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役の職務執行に対しては、社外取締役及び社外監査役による監督を徹底し、社外取締役の3名の起用、及び社外監査役に公認会計士を起用することにより、専門的かつ客観的な観点から適切な検証が可能であると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では外国に居住される株主様への議案検討を考慮し、招集通知の発送期日を株主総会開催日より3週間から1ヶ月前を目安としております。
電磁的方法による議決権の行使	当社ではインターネットを利用した議決行使方法を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社ではプラットフォームへ参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	当社では招集通知のサマリーを英文で作成し、ホームページ上に掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間及び期末決算時に全体ミーティングを各1 回、スモールミーティングを各2回実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ上にて掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社では企画室にIR担当を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では企業理念と行動基準を定めた「良品ビジョン」及び全社員のルールブックである「無印良品の働きかた」によりステークホルダーの立場の尊重を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では環境等への取り組みとしてホームページにて「環境について今、考えていること」という内容で公開しております。その中では「地球と生きる5原則」：1．全ての活動において国内外法令を遵守します。2．人体や環境に深刻な影響をもたらすと懸念される物質については使用制限を定め、使用する場合は情報を公開します。3．天然素材についてはトレーサビリティの実施に努めます。4．モジュール統一、分別可能、包装簡略化などを取り入れ、廃棄物の削減を図ります5．良品計画と関わる全ての人々とのコミュニケーションを充実させます。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法362条第4項第6号及び5項並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に基づき、以下の通り、取締役会の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制」という）を整備しております。

1、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）全社的な内部統制の一層の充実及び現場への徹底を図るため、中期経営課題としている業務標準化活動と一体化させた「内部統制・業務標準化委員会」を設置しております。

（2）委員会の開催は原則月2回とし、経営トップ、主要部門長をメンバーとして、問題点の把握及び改善を業務の標準化を通じて迅速かつ具体的に進めております。

（3）コンプライアンス（法令等遵守）活動をより実効的にするため、上記委員会の内委員会として「コンプライアンス・リスク管理委員会」にて、定期的に重要な課題を審議し、現場活動へとつなげております。

（4）社外取締役を継続して選任することにより、取締役の職務執行の監督機能の維持、向上を図ります。

（5）倫理・法令遵守に係る概括的な規程として社員行動規範を整備し、取締役及び従業員はこれらを遵守することとします。

（6）当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応しております。

2、損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）体系的なリスク管理を行うため、「リスクマネジメント規程」を整備し、リスク（損失の危険）の予防、発生時の対応、再発防止を図ります。

（2）想定されるリスクに関して部門別の「リスク管理表」を作成し、業務基準書との一覧性を持たせることにより具体的対応の周知、徹底を図ります。

（3）子会社を含むリスクマップを作成し、定期的に「コンプライアンス・リスク管理委員会」においてリスクの棚卸を行い、重点対処すべきリスクについて対応を確認の上、随時前記「リスク管理表」に追記し、業務基準書との連動を行っております。

（4）全部門におけるリスク管理の徹底と、リスクに対する高い感度を持つ風土を醸成するために、定期的にリスク管理表の整備と運用状況について監査を行っております。

（5）当社の最も重要な経営資源である商品の品質に関しましては、より一層の品質管理向上を目指して「品質保証部」を所轄部門とし、取締役を責任者として配置し品質面のリスクに対処しております。

3、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）業務基準書に基づく業務の標準化を中期的に定着させることにより、職務権限、意思決定、業務の簡素化・効率化を図ります。

（2） 業務執行のスピードアップを図るため執行役員制度を採用しております。

（3）「報酬諮問委員会」及び「指名諮問委員会」を設置し、各々社外取締役を委員長として役員報酬、役員人事の透明性維持を確保しております。

（4）法定公式会議のほか、経営会議、営業会議、朝会等の開催により月次・週次・日時での主要部門長と情報の共有化を進め、迅速な経営執行体制を敷いております。

4、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（1）「文書取扱規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録・保存・管理して、取締役及び監査役が常時閲覧できる体制としております。

（2）電磁的記録に関しては、「情報システムセキュリティー規準」に従いセキュリティに留意し管理することとしております。

5、財務報告の適正性を確保するための体制

各業務において行われる取引の発生から、各業務の会計システムを通じて財務諸表が作成されるプロセスを含め、当社の財務報告が、虚偽記載等が生じないよう、法令等に従って適正に作成されるための体制（財務報告に係る内部統制）を構築、運用しております。

6、当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

（1）グループ各社に対し、法令遵守、損失の危険の管理等、主要な内部統制項目の整備に関し、必要に応じて、助言・指導を行うものとします。

（2）関係会社規程、財務報告に係るポリシー等、細則を整備し、各子会社との連携を密にしながら、より適正かつ効率的な体制の構築を図ります。

（3）グループ各社の業務の適正を確保するために適切な人員を配置し、更に必要な教育をうけられる体制の構築を図ります。

7、監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制

監査室は、監査役の求め又は指示により監査役の職務の遂行を補助することとします。

8、前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

（1）監査室所属の従業員の人事異動については、監査役と取締役が協議の上決定するものとします。

（2）取締役及び従業員は、監査室が監査役の求め又は指示により監査役の職務の遂行を補助する際に、一切不当な制約をしてはならないものとします。

9、取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

（1）取締役又は従業員は、監査役の求めに応じて会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について監査役に報告するものとします。この重要事項には、コンプライアンスに関する事項及びリスクに関する事項、その他内部統制に関する事項を含みます。

（2）取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合は直ちに監査役会に報告するものとします。

10、その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）代表取締役社長と監査役は、定期的な意見交換会を持ち、経営上の課題、会社を取り巻くリスク、監査上の重要課題について意志疎通を図るものとします。

（2）監査役が会計監査人から定期的に会計監査の方法と結果等について報告を受けるほか、随時会計監査人及び監査室との連携を図り情報の

共有化を行うことができる体制を敷いています。

（3）監査役が法定会議のほか、社内会議に随時出席し、発言できる体制を敷いています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、弁護士や警察とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応しております。

2、反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社は、反社会的勢力排除に向け、「良品計画グループコンプライアンス行動指針」及び全社員必携の「無印良品の働きかた」の基本姿勢において反社会的勢力排除について明文化し、組織的に対応することとしております。
また、社外との協力体制につきましては、「公益社団法人　警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」等への加盟により、弁護士や警察と連携を強化し、反社会的勢力排除に向けた体制を整備しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

――

［コーポレートガバナンス体制］

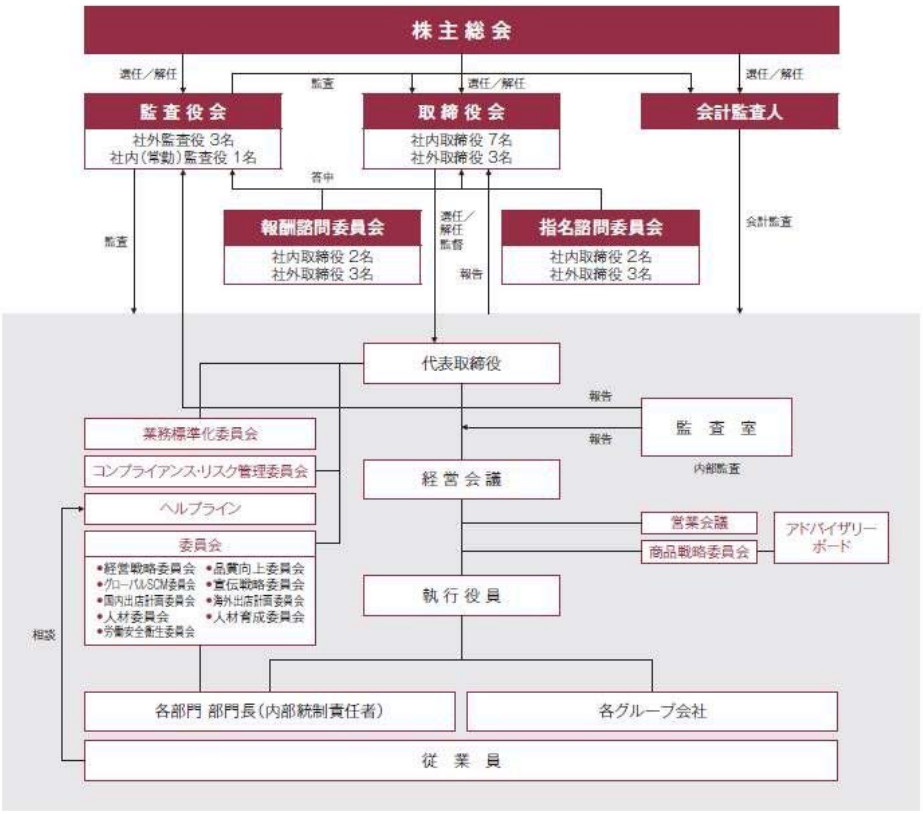

（平成28年2月29日現在）